

高知工科大学授業料免除制度（本学独自制度）と 高等教育の修学支援新制度（国の制度）との併用利用について

日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象者は、国の授業料等の減免も同時に受けることができます（高等教育の修学支援新制度（以下、「国の制度」と言う）が、支援区分に応じて支援額が異なります。また、支援区分は、毎年、見直しが行われ、卒業まで同一の支援区分とは限りません。支援区分の見直しにより、毎年 10 月分から支援額が変更になる可能性があり、前期と後期で支援額が異なる可能性があります。

支援区分により授業料の自己負担額が発生しますが、この自己負担額を本学独自制度の高知工科大学授業料免除制度で減免できる可能性があります。本学独自制度で決定した免除額（全額または半額）が国の制度で認定された免除額を上回った場合、本学は差額を免除します。

1. 国の制度の支援区分

支援区分	支援割合	支援額（半期）	支援額（年間）
第Ⅰ区分	全額支援	267,900 円	535,800 円
第Ⅱ区分	2/3 支援	178,600 円	357,200 円
第Ⅲ区分	1/3 支援	89,300 円	178,600 円
第Ⅳ区分（多子世帯支援）	1/4 支援	67,000 円	134,000 円

2. 減免額（自己負担額）

a. 国の制度が第Ⅰ区分（満額支援）の方

国の制度で満額が支援されるため、本学独自制度での減免はありません。

※自己負担額はありません。

（ただし、前期・後期とも第Ⅰ区分の場合に限ります。）

b. 国の制度が第Ⅱ区分～第Ⅳ区分の方

①本学独自制度の採否結果が「全額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料の全額（535,800 円）と国の制度で認定された免除額の差額を本学独自制度で減免します。

※自己負担額はありません。

②本学独自制度の採否結果が「半額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料の半額（267,900 円）を上限に国の制度で認定された免除額の差額を本学独自制度で減免します。国の制度の認定された減免額が 267,900 円を超えている場合は、本学独自制度での減免はありません。

※自己負担額は、267,900 円を超えることはありません。

（例）

1. 国の減免額（年間）が 89,300 円の場合、本学独自制度で 178,600 円を減免
2. 国の減免額（年間）が 357,200 円の場合、本学独自制度での減免なし